掲載当時の通知等を基に作成されています。その後に出された通知等で
解釈が変わる場合がありますので、予めご了承ください。

●忘れてないかあの診療

症例研究

●落としてないかその点数

歯科特定疾患療養管理料について

歯科特定疾患療養管理料（特疾患）の対象疾病には、口腔内装置治療を要する睡眠時無呼吸症候群に加えて、舌痛症や口腔外科領域以外の悪性腫瘍等の治療のために行われた放射線治療を原因とする口腔乾燥症などがある。

特疾患が算定できる対象疾病は限られているが、周計や周Ⅲに比べて医科の文書が不要でも算定ができる。算定について解説する。

患　者：69歳・男性
主　訴：歯ぐきが腫れる。口の中が乾燥し気持ち悪い。
所　見：歯肉の発赤・腫脹が見られる。口腔粘膜に乾燥が見られる。義歯不適合。
傷病名：$\frac{7-7}{3-3}$ P_2　口腔乾燥症　$\overline{7―4|4―7}$義歯フテキ

月日	部　位	療法・処置	点数
2月17日		初診	234
		1カ月ほど前から頭頸部がんの放射線治療をうけて	／
		おり、副作用で口腔が乾燥し常時水を携帯している。	／
		歯ぐきが腫れたり具合が悪いのでみてほしいとのこと。	／
	$\frac{7-7}{3-3}$	パノラマX-Ray　パ電　（読影所見　略）	402
		P基検（検査結果　略）	200
		歯科特定疾患療養管理料（特疾患）　**注①②③**	150
		放射線による唾液減少を説明し、マスクを使い保湿を	／
		行うことなどを指導。唾液減少により齲蝕などが進み	／
		やすいため継続管理することとし、管理計画を説明	／
		し、患者の同意を得る。　**注④**	／
	3―┼―3	SC	66
		P基処（H_2O_2）	10
		実地指1	80
		（歯科衛生士への指示内容　略）	／
2月27日		再診	45
		前回処置後違和感はないが口が渇き、つらい。また、	／
		義歯でうまく噛めないのでみてほしい。	／
		歯科特定疾患療養管理料（特疾患）	150
		舌・口腔粘膜に乾燥が見られる。人工唾液を日々使	／
		用してもらい経過を見ることとし、同意を得る。	／
		サリベートエアゾールの使い方を説明。	／
	$\overline{7―4\|4―7}$	歯リハ1（調整部位・調整方法、または指導内容　略）**注⑤**	100
	7―┼―7	SC	66+38×2
	$\frac{7-7}{3-3}$	P基処（H_2O_2）	／
		処方料＋調剤料＋薬情	42+6+10
		サリベートエアゾール50g1個 1回1～2秒間口腔へ噴射 1日5回	64
3月7日		再診	45
		前回処置後不快症状はないとのこと。サリベートエアゾー	／
		ルを使うようになり、前に比べ少しは楽になったとのこと。	／
	$\frac{7-7}{3-3}$	P基検（検査結果　略）	100
		全顎的に深いポケットが見られるためSRPを行う。	／
		歯科特定疾患療養管理料（特疾患）	150
		舌・口腔粘膜に乾燥が見られるが、使用と	／
		セルフケアで口腔内の清掃状態は良好。サリベートエア	／
		ゾールやマスク使用などで引き続き保湿を行っていくこ	／
		ととし、患者に説明し、同意を得る。	／
	3―┼―3	OA（ヨーパロン）+浸麻（歯科用キシロカインCt1.4ml）	／
		SRP	60×6
	$\frac{7-7}{3-3}$	P基処（H_2O_2）	10
		実地指1	80
		（歯科衛生士への指示内容　略）	／
	$\overline{7―4\|4―7}$	歯リハ1（調整部位・調整方法、または指導内容　略）	100
		処方料＋調剤料＋薬情	42+6+10
		サリベートエアゾール50g1個 1回1～2秒間口腔へ噴射 1日5回	64

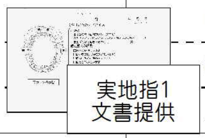

《解　説》

注①　歯科特定疾患療養管理料（特疾患）は、厚生労働大臣が定める疾患（下記）を主病とする外来患者に対して、治療計画に基づき、服用、栄養などの療養に必要な指導または主病に関する治療を行った場合に、月2回を限度として算定できる。

なお、睡眠時無呼吸症候群の場合を除き、特疾患の算定には医科からの文書は不要である。

○厚生労働大臣が定める疾患

①口腔領域の悪性新生物（琺瑯上皮腫=エナメル上皮腫を含む）
②顎・口腔の先天異常 後継永久歯がなく、かつ著しい言語障害および咀嚼障害を伴う先天性無歯症または唇顎口蓋裂（単独または複合的に発症している症例を含む）
③舌痛症 ハンター舌炎、メラー舌炎、プランマー・ヴィンソン症候群またはペラグラであって舌の疼痛を伴うものおよび心因性によるもの
④口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る） 口腔の帯状疱疹、再生不良性貧血による歯肉出血、原発性血小板減少性紫斑病による歯肉出血、血友病における歯肉出血、口腔のダリエー病、口腔のベーチェット病、口腔の結核、口腔の扁平苔癬または口腔の白板症
⑤口腔領域のシェーグレン症候群
⑥口腔乾燥症 口腔領域以外の悪性腫瘍などの治療のために行われた放射線治療を原因とするもの
⑦尋常性天疱瘡または類天疱瘡
⑧睡眠時無呼吸症候群（口腔内装置治療を要するもの） 口腔内装置治療が有効と判断され、医科保険医療機関からの診療情報提供料の様式に基づく診療情報提供で口腔内装置治療を必要とするもの

注②　本症例では、注①の厚生労働大臣が定める疾患のうち、口腔乾燥症に該当するため特疾患を算定した。なお、口腔領域の悪性腫瘍に対する放射線治療中の患者の場合は、周Ⅲの対象となる。

注③　歯管、歯科疾患在宅療養管理料、周術期口腔機能管理料を算定している患者に対しては、特疾患は算定ができない。ただし、手術前に特疾患を算定した患者に対して手術後の周Ⅰや周Ⅱを算定することは、同月でもできる。

注④　特疾患を算定した際は、カルテに症状および管理内容の要点を記載する。

注⑤　特疾患と歯リハ1は併算定ができる。

＊実態に即してご請求下さい＊